

全国就労移行支援事業所連絡協議会 規約

（名称及び事務所）

第1条 本協議会は「全国就労移行支援事業所連絡協議会」と称し、事務所は横浜市磯子区新杉田町8番地の7に置く。

（目的）

第2条 障害者の一般就労は年々その重要性を増し、それに伴い、就労移行支援事業所の重要性も認識されるようになってきた。就労移行支援事業が提供する就労支援サービスの本質は、適切なアセスメントの継続実施、利用者にあった就労準備訓練の提供、利用者と企業とのジョブマッチング、これらを踏まえた職場定着という就労移行支援プロセスである。本協議会は、全国の就労移行支援事業所が、利用者個々人に合った適切な就労移行支援サービスを提供するよう啓発すると共に、障害者の一般就労の促進をより一層図るための施策提言を国や行政に対して行うことを目的とする。

（活動）

第3条 本協議会は前条の目的を達成するため、以下の事業を行う。

- （ア）就労移行支援事業の目的を達成するために必要な情報交換
- （イ）就労移行支援事業のノウハウの構築と普及・啓発
- （ウ）就労移行支援事業および障害者の一般就労の促進に係わる制度や政策の提言

（会員）

第4条 会員は、協議会の目的、行動指針及び活動に賛同し、入会の承認を受けた就労移行支援事業所を運営する法人の代表者、及び、それらの法人が運営する就労移行支援事業所を代表する者とする。

- 2 会員が代表する就労移行支援事業所は、前年度の就労実績（就労後6カ月の定着率）が定員の3割を超えている事業所とする。
- 3 会員は、毎年6月末までに年会費1万円を納入するものとする。

（賛同団体）

第5条 就労移行支援事業所を運営していないものの、障害者の一般就労実現のために活動している団体で、本協議会の目的に賛同し、承認を受けた団体は、賛同団体として本協議会の活動を賛助することができる。

（入会）

第6条 入会を希望する者は、書面を持って申込み、幹事会の承認を受けなければならない。

- 2 入会した事業所は、入会時期に関わらず、入会承認後1カ月以内に年会費1万円を納入するものとする。

（退会）

第7条 会員は次に掲げる事由によって退会する。

(ア) 会員による申し出。本協議会を退会しようとする会員は、書面を持ってその旨を届出なければならない。

(イ) 会員事業所の事業休止や事業廃止もしくは会員事業所を運営する法人の解散

(ウ) 年会費の滞納

(エ) 除名

- 2 会員の除名は、会員の行動指針を明らかに逸脱する事案がある場合、会の名称等を営利目的に使用した場合など、正当な事由がある時に限り、幹事会の決議によってすることができる。

(役員等)

第8条 本協議会に、次の役員を置く。役員は会員の互選によって定める。

(ア) 会長（1名）

(イ) 副会長（若干名）

- 2 会長は、本協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 役員任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する総会の終結時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 5 副会長が、その任期の途中で、辞任を申し出たとき、又はその所属の機関における人事異動等に伴い、後任者への交代を申し出たときは、第8条第6項の規定にかかわらず、会長の承認をもって退任又は交代するものとする。この場合、会長は、会員にすみやかにその旨を通知しなければならない。
- 6 当会の役員として顧問を置くことができる。顧問は会長が指名し、その経験に基づいて会の運営や政策提言の方法等について会長にアドバイスをするものとする。
- 7 当会に会計監査を置くことができる。会計監査は会長が指名し、事業年度の会計に関する監査を行い監査報告書を定期総会に提出するものとする。

(総会)

第9条 総会は会員をもって構成する。

- 2 総会は、定期総会を年1回開催するほか、会長が必要と認めたときに開催する。
- 3 総会は、総会員の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 4 総会は、会長が主宰し、会員の互選により議長を選出する。
- 5 総会における議決権は、一事業所1票とする。ただし複数の事業所会員を有する場合は一法人2票までとする。
- 6 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決するものとする。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 総会は、本協議会の設立及び解散を議決するほか、次の事項を議決する。

(ア) 規約の制定及び改正

(イ) 役員を選任

(ウ) 幹事指名の承認

(エ)基本運営方針の決定

(オ)その他本協議会の運営に関して重要な事項の決定

- 8 やむを得ない理由のために総会に出席できない会員は、他の出席会員を代理人として表決を委任することができる。この場合、表決の委任者は、会議に出席したものとみなす。
- 9 総会は、必要に応じて、書面又は電子メールによる開催とすることができる。

(幹事会)

第10条本協議会に幹事会を置く

- 2 幹事会は役員及び幹事事業所をもって構成する。
- 3 幹事事業所は、会長が会員の中から指名し、総会の承認を受けるものとする。
- 4 幹事事業所の数は、最大12事業所とし、その任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する総会の終結時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 5 幹事会は以下の事項の審議等を行い協議会の運営を行う。

(ア)第6条第1項に定める入会の承認。なお、本件については第6条第2項の実績だけでなく、行動指針を遵守している団体か否かを地域の会員事業所等の意見を聞くなどの調査を行い、入会を判断するものとする。

(イ)第9条第7項に定める総会の議案に関する審議

(ウ)研修等の企画および実施

(エ)国へ提出する要望書、審議会・研究会等での意見内容

(オ)第7条第2項に定める除名の決議

(カ)その他、会長が必要と認めた事項

- 6 幹事事業所は、毎年6月末までに年会費2万円を納入するものとする。

(事務局)

第11条 本協議会にかかる会計や庶務等の事務を処理するために事務局を置く。事務局は、役員の統括のもと、社会福祉法人電機神奈川福祉センターが担う。事務に関わる詳細は、幹事会において定める。

- 2 事務局には事務局長を置くことができる。事務局長は会長が選任し、事務局の運営全般を統括するものとする。

(事業年度)

第12条 本協議会の事業年度は、設立初年度は、設立総会から翌年3月31日までとし、その後は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(規約の変更)

第13条 この規約は、幹事会の議決を経て、総会の議決を経なければ、変更することができない。

(解散)

第14条 本協議会の解散は、幹事会における幹事事業所現在数の3分の1以上および総会における会員現在数の3分の1以上の議決を経なければならない。

(雑則)

第15条 この規約に定めのない事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附則

- 1 この規約は平成24年8月22日から施行する。
- 2 平成24年11月22日 第1回総会にて一部改正
- 3 平成26年3月7日 第2回総会にて一部改正
- 4 平成27年6月5日 第3回総会にて一部改正
- 5 平成28年5月20日 第4回総会にて一部改正
- 6 平成29年5月26日 第5回総会にて一部改正
- 7 平成30年5月18日 第6回総会にて一部改正
- 8 令和元年5月17日 第7回総会にて一部改正